

若者雇用 促進法 のあらまし

1 若者雇用促進法の概要 P2

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 基本的理念 | (6) 若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度 |
| (2) 関係者の責務・連携 | (7) ジョブ・カードの普及促進 |
| (3) 事業主等指針 | (8) 地域若者サポートステーション |
| (4) 青少年雇用対策基本方針 | (9) 事業主等への指導 |
| (5) 青少年雇用情報の提供 | (10) 中退者への職業指導 |

2 若者の就職支援機関 P13

- (1) 新卒応援ハローワーク
- (2) わかものハローワーク
- (3) ジョブカフェ

3 参考資料 P14

- ・ 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針
- ・ 職業紹介事業者の取扱範囲等の届出様式
- ・ 求人申込書（青少年雇用情報）の記入例
- ・ 青少年雇用情報シートの記入例



1

若者雇用促進法の概要

少子化に伴い労働力人口が減少する中、若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる社会を築くことは、全員参加型社会の実現を図り、我が国全体の生産性の向上を図る上で、ますます重要な課題となっています。

若者雇用促進法は、若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した法律であり、平成27年10月1日から施行（一部、平成28年3月1日または平成28年4月1日から施行）されています。

若者の雇用・育成に関わる関係者の皆さまにおかれては、この法律をご理解いただくとともに、若者が次代を担う存在として活躍できる環境整備に向けて取組を進めていきましょう。

1 基本的理念（法第2条・第3条）

全ての青少年は、将来の経済及び社会を担う者ですから、その意欲・能力に応じて充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるものと位置付けています。

また、青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならないことを規定しました。

2 関係者の責務・連携（法第4条～第6条）

若者が適切に職業選択を行い、能力や希望に応じた就職の機会を得るためには、国、地方公共団体（特定地方公共団体を含む。）、事業主のみならず、職業紹介事業者、募集受託者、募集情報等提供事業者その他の関係者が適切に支援を行う必要があるため、若者雇用促進法においてこれらの関係者の責務や連携・協力について規定しました。

3 事業主等指針（法第7条）

関係者の責務に関して、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者、募集受託者、募集情報等提供事業者その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、若者の雇用失業情勢等を考慮して、具体的に実施していただきたい事項を規定しました。

関係者が適切に対処するために必要な事業主等指針の概要は右の通りです。なお、指針全文についてはP14～24をご参照ください。

1. 事業主などが青少年の募集や採用に当たって講じるべき措置

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、労働条件などの明示などに関する事項を遵守すること。
- 固定残業代（名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金）を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示すること。
- 学校卒業見込者などについては、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、または当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容などを追加することは不適切であること。
- 広告等により提供する募集等に関する情報について、的確な表示を行うこと。
- 募集者などは、職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針第5を踏まえ、求職者などの個人情報情報を適切に取り扱うこと。
- 雇用する労働者や事業主自らの、就活生などに対する言動について必要な注意を払うよう配慮することなどが望ましいこと。
- 職場におけるパワーハラスメントなどを行ってはならない旨の方針の明確化などを行う際に、就活生などに対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。
- 就活生などから職場におけるパワーハラスメントなどに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、必要に応じて適切な対応を行うように努めること。
- 原則として、学校卒業見込者などについては採用内定時に労働契約が成立する場合、採用内定時までに労働条件の明示及び変更等明示が書面により行われることとされていることに留意すること。
- 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うこと。
やむを得ない事情により採用内定の取消しを行う場合には、当該取消しの対象となった新規学校卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うこと。
- 採用内定者について、労働契約が成立したと認められる場合には、当該採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから行わないこと。
- 採用内定または採用内々定を行うことと引替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要することなど青少年の職業選択の自由を妨げる行為などについては、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。

Pick up!

固定残業代の表示について

求人票や募集要項における固定残業代の表示をめぐるトラブルが多く見受けられます。

こうしたトラブルを予防するため、固定残業代を採用する場合は、求人・募集の段階で、事業主等指針を踏まえた明示をしっかりと行うことが重要です。また、職業紹介事業者の皆さまも、求人を受け付ける際は、固定残業代の明示などが適切になされるよう働きかけを行いましょう。

<時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例>

- 1 基本給（××円）
- 2 □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- 3 ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

※ 「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載してください。また、□□手当に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。

※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も同様です。

- 事業主などは、青少年雇用情報の提供（P5「⑤青少年雇用情報の提供」参照）に当たって、次に掲げる事項に留意すること。
 - （一）ホームページなどでの公表、会社説明会での提供または求人票への記載などにより、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。
 - （二）学校卒業見込者などが具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、当該項目を情報提供することが望ましいこと。
 - （三）情報提供の求めを行った学校卒業見込者などに対して、当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
 - （四）情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。
また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。
- 事業主は、既卒者についても、新規学校卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するとともに、当該条件の設定に当たって、既卒者が卒業後少なくとも3年間は応募できるものとするなどの措置を講じるよう努めること。
- 新規学校卒業予定者の採用時期については、通年採用や秋季採用の導入などの個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討すること。
- 学校卒業見込者などが希望する地域などで働ける環境を整備するため、事業主は、地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入や、採用後の就業場所などを限定した採用区分の将来のキャリア展望に係る情報開示といった措置を講ずるよう努めること。

2. 事業主が青少年の職場への定着促進のために講じるべき措置

- 事業主は、職場におけるパワーハラスメントなどの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。
- 事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場に定着し、就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めること。
- 事業主は、青少年の職場への定着を図り、その能力を有効に発揮することができるようにする観点から、研修や職業訓練などを通じて、青少年の仕事に対する能力を高めるための措置を講じるように努めること。

3. 特定地方公共団体及び職業紹介事業者などが青少年の雇用機会の確保や職場への定着促進のために講じるべき措置

特定地方公共団体及び職業紹介事業者などは、次に掲げる措置を講じるよう努めるとともに、事業主などが募集に当たって遵守すべき事項（固定残業代の明示など）が適切に履行されるよう、必要な措置を講じること。

- 募集情報等提供事業者は、募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項に留意すること。
 - （一）職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針第4を踏まえ、情報の的確な表示を行うこと。
 - （二）青少年が適切に職業選択を行うことができるよう、就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとし、提供する情報の量を適正なものとし、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うことなどについて配慮すること。
 - （三）募集情報等提供事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口の明確化や必要に応じて職業安定機関と連携を行うこと。
 - （四）学生、生徒などを対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。
 - （五）特定募集情報等提供事業者は、職業安定法第5条の5の規定に基づき、及び同法に基づく職業紹介事業者等指針第5を踏まえ、労働者になろうとする青少年の個人情報の適正な管理を行うこと。

- 特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、学校卒業見込者などの求人の申込みを受理する際に、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供するよう働きかけ、学校卒業見込者などに対する職業紹介に活用することが望ましいこと。また、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。
- 募集情報等提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者などの募集を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

4 青少年雇用対策基本方針（法第8条）

若者の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上を図るための施策の基本となるべき事項を示したものです。全文については、[こちら](#)をご覧ください。

Pick up!

労働法制に関する知識等の周知啓発

若者の就職活動時や就職後のトラブル防止のためには、労働法制に関する知識等の理解を深めることが重要です。このため、法第26条に、国は学校と協力して、その学生・生徒に対し労働法制に関する知識等の付与に努めることを規定しました。

また、青少年雇用対策基本方針において、国は、

- ①都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所による講師の派遣、労働関係法令に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行うとともに、
- ②学校等に対し、職場体験等の前後や学生・生徒の進路決定の際など、適切な機会を捉えた労働法制に関する知識等の付与に係る取組の周知を図ることとしています。

さらに、事業主等指針において、事業主が講ずべき措置として、新入社員研修の機会等を捉え、労働法制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいことが定められています。

詳しくは、[こちらのページ](#)をご覧ください。

5 青少年雇用情報の提供（法第13条・第14条）

新規学校卒業者の募集・求人申込みを行う事業主は、積極的に青少年雇用情報を提供するよう努めるとともに、応募者、応募の検討を行っている者、求人申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体または職業紹介事業者から求めがあった場合は、青少年雇用情報を提供しなければなりません。

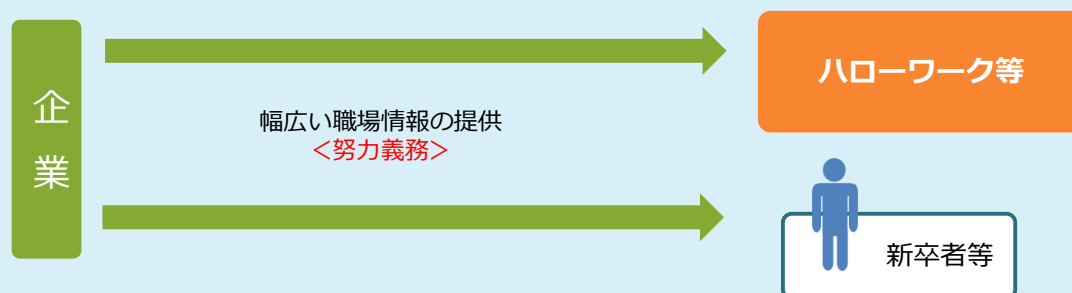
新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みが創設されました。

企業にとっても、採用・広報活動を通じて詳しい情報を提供することによって、求める人材の円滑な採用が期待できます。

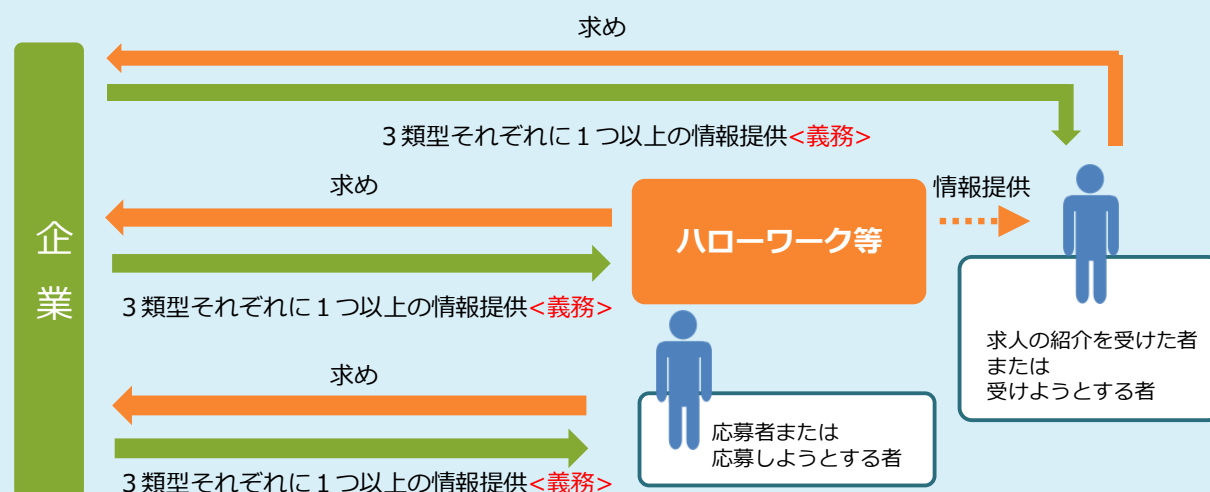
情報提供の仕組み

新卒者等^(※)であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

■ 幅広い職場情報の提供が努力義務となります。



■ 応募者等や、求人申込みをしたハローワーク、特定地方公共団体や職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、次ページの（ア）～（ウ）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務となります。



指針 (P19参照)において、情報提供項目 (P7 参照) の全てについて、ホームページでの公表、会社説明会での情報提供、求人票への記載などにより、積極的に情報提供を行うことが望ましいと定められています。

ハローワークでは新卒求人の申込みを受理するに当たり、求人申込書に「青少年雇用情報欄」(P26参照)を設け求人者に対して全ての項目の情報提供を求めることとしています。

※ 新卒者等の範囲は以下の通りです。

ただし当該募集・求人の対象外となっている場合は、情報提供の求めを行うことができません。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記①、②の卒業生及び修了者

情報提供項目

(ア) 募集・採用に関する状況	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数
(ア)の参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。	
(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況※ ¹	研修の有無及び内容※ ²
	自己啓発支援の有無及び内容 ※ 教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度がある場合はその情報を含む。
	メンター制度の有無
	キャリアコンサルティング制度の有無及び内容 ※ セルフ・キャリアドック（定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み）がある場合はその情報を含む。
	社内検定等の制度の有無及び内容※ ³
(ウ) 企業における職場定着に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）
	役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

※1 制度として就業規則等に規定されているものでなくても、継続的に実施していて、そのことが従業員に周知されていれば、「有」として構いません。

※2 研修の内容は、具体的な対象者や内容を示してください。

※3 業界団体等が実施する検定を活用する場合も「有」として構いません。

情報提供における留意事項

- 企業全体の雇用形態別（※）の情報を提供してください。また、採用区分や事業所別などの詳細情報についても、追加情報として提供することが望まれます。
 - ※ いわゆる正社員として募集・求人申込みを行う場合は、正社員である労働者に関する情報を提供してください。また、期間雇用者や派遣労働者等、いわゆる正社員以外の雇用形態で募集・求人申込みを行う場合は、正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報を提供してください。
 - ※ （ウ）「役員に占める女性割合及び管理的地位にある者に占める女性割合」については、募集・求人申込みを行う雇用形態に関わらず、企業に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。
- 企業グループ全体として募集・求人申込みを行い、グループ傘下の各企業に配属する採用形態の場合は、配属の可能性のある企業それぞれについての情報を提供してください。
- 海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- 最新の情報を提供してください。

情報提供の方法

以下の方法により情報提供を行ってください。

- ① ホームページでの公表、会社説明会での提供、求人票への記載などによる、自主的・積極的な情報提供
- ② 応募者等から個別の求めがあった場合は、メールまたは書面による情報提供

※ ①によりホームページに掲載している場合は、情報そのものの提供に代えて、掲載箇所を示すことでも構いません。

ハローワークでは、新卒求人の申込みを受理するに当たり、求人申込書に「青少年雇用情報欄」（P26参照）を設け求人者に対して全ての青少年雇用情報の提供を求めることとしています。また、職業紹介事業者等には「青少年雇用情報シート」（P27参照）を活用頂くよう推奨しています。

情報提供が義務となる「求め」の方法

以下の事項を企業に対して伝えること＝「情報提供の求め」となります。

- ① 氏名
- ② 連絡先（住所またはメールアドレス）
- ③ 所属学校名、在学年または卒業年月
- ④ 情報提供を希望する旨

※ ハローワーク、特定地方公共団体や職業紹介事業者は、④のみを求人者に伝えることで「求め」となります。

※ 説明会や面接等のほか、事前に企業へ提出している履歴書等により本人確認を行うことができる場合等においては、口頭（電話も含む）により情報提供の求めを行うこともできます。この場合は、企業からの情報提供についても口頭により行うことができます。



就職情報サイト経由や企業の採用ホームページ等で、いわゆるプレエントリー（正式な応募の前段階において、採用情報の提供や資料請求を目的として、特定の企業に対して氏名、学校名、連絡先等を登録すること）をした場合も「求め」となります。

「求め」を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

【典型的な不利益取扱いの例】

- ・ 情報提供を求めた者に対してのみ、説明会等の採用選考に関する情報を提供しないこと。

【不利益取扱いを疑われるおそれがあるため、行わないことが望ましい例】

- ・ 説明会において、情報提供を求める行為をマイナスに評価している言動を行うこと。
- ・ 面接において、当該応募者が情報提供を求めた事実に触れること。

全ての青少年雇用情報をあらかじめ公表できない場合でも、採用・広報活動におけるトラブル防止のため、ホームページに「情報提供を求めたことにより、採用選考過程において不利に取り扱われることはありません」と記載する等、明確に発信することが望まれます。

ハローワーク の相談窓口

ハローワークでは青少年雇用情報の提供に関して、応募者や職業紹介事業者などからのご相談をお受けしています。トラブルが起きた際は、最寄りのハローワークへご相談ください。

若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度） （法第15条～第17条）

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業（※）を厚生労働大臣が認定します。
※常時雇用する労働者が300人以下の事業主

認定を受けた企業の情報発信などを支援することで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチングの向上を図っていきます。

認定基準

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上または年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※³ 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※⁴ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※⁵ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁶ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※⁷ 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

※ **認定企業は毎事業年度ごとに上記の認定基準を満たしているかの確認を受けることになっています。**

<認定マーク>



- ・ユースエール認定企業は、商品や広告などに認定マークを使うことができます。
- ・マーク中の「〇〇年度認定」の表示により、いつから認定基準を満たし続けている企業なのかが分かります。
- ・ユースエール認定企業以外が認定マークや紛らわしいマークを使用した場合は30万円以下の罰金の対象となりますので、ご注意ください。

認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。

※ 申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

申請は持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。

(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

認定企業になるためには

認定を受けることによるメリット

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRの実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」（以下の囲みを参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用することが可能
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、各府省が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価（「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」）

若者雇用促進総合サイト

全国のユースエール認定企業等の情報を掲載しているサイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、求職者に向けたメッセージなどを掲載することで、積極的な企業情報の発信と若者とのマッチングを促進していきます。



<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>



7

ジョブ・カードの普及促進（法第21条）

国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るため、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職務経歴等記録書の普及の促進等その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めます。

ジョブ・カードとは

職業能力開発促進法第15条の4第1項に基づき、厚生労働大臣が定める職務経歴等記録書のことをいいます。

ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、

- ・「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツール及び
- ・「職業能力証明」のツール

として、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用することができます。

ジョブ・カードの概要や活用方法、活用によるメリットなどをジョブ・カード制度総合サイトに掲載しています。是非ご覧ください。

ジョブ・カード制度総合サイト：<https://jobcard.mhlw.go.jp/>



8

地域若者サポートステーション（法第23条・第24条）

国は、地方公共団体と協働して、働くことに悩みを抱えている若者等に対し、地域若者サポートステーション（通称：サポステ）において、その特性に応じた相談や職業生活における自立支援を行います。

サポステでは、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない15歳～49歳までの若者等に対し、就職に向けた様々なサポートを行っています。

こんな悩みを抱えた方をサポート

- 働きたいけどどうしたらいいのかわからない…
- ブランクがあって就職活動が不安…
- コミュニケーションが苦手…
- 応募しているけどなかなかうまくいかない…

主なサポート内容

相談支援	一人一人に応じた専門的な相談、支援計画の作成
各種プログラム	コミュニケーション訓練など就労に向け踏み出すためのプログラム
職場体験	体験の振り返りなど、スタッフによるフォローも実施
就職後の相談	職場への定着やより安定した就労形態へのステップアップ支援

サポステでは職場体験の受入先を探しています

ご協力いただける方、詳しい話を聞きたい方はサポステまでご連絡下さい。

お近くのサポステは、**サポステネット**で探せます。

<http://saposute-net.mhlw.go.jp>



9

事業主等への指導（法第28条）

法第28条では、法律の施行に関して必要な場合に、事業主、職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者に対して、報告を求めたり、助言、指導、勧告をすることができると規定されています。

中退者への就職支援を強化するため、①学校とハローワークが連携し、職業指導等を行う対象として、中退者を明記するとともに、②学校が届出により無料職業紹介事業を行う場合の職業紹介の対象範囲にも、中退者を追加しました。

2

若者の就職支援機関

若者の就職を支援するため、国や都道府県は、以下のような支援機関を設置しています。

1 新卒応援ハローワーク

大学院・大学・短大・高専・専修学校等の学生とこれらの学校を卒業した既卒3年以内の方の就職を専門的にサポートするため、全国に新卒応援ハローワークを設置しています。

主な支援メニューとしては、

- ① 全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- ② 職業適性検査や求職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- ③ 担当者制による個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- ④ 臨床心理士による心理的サポート
- ⑤ 在職者向け相談窓口、就職後の職場定着のための支援などがあります。

▼全国の新卒応援ハローワークはこちらからご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>

2 わかものハローワーク

不安定就労の期間が長い方や安定就労の経験が少ない方等を対象に、正社員就職に向けた就職支援等を行うわかものハローワーク、わかもの支援コーナー、わかもの支援窓口を全国に設置しています。

主な支援メニューとしては、

- ① 担当者制による職業相談
- ② グループワーク等の集団指導
- ③ 各種セミナー、就職面接会の開催
- ④ 模擬面接、履歴書作成、職業相談

などがあります。



▼全国のわかものハローワーク等はこちらからご覧いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191617.html>

3 ジョブカフェ

若者がそれぞれのニーズに応じた支援を受けるために必要な相談などをワンストップで受けられるサービスセンターです。

都道府県が運営しているため、施設ごとにサービス内容は異なりますが、主に就職セミナー、職場体験、カウンセリング、職業相談などのサービスを受けることができます。

また、ハローワークと併設し、職業紹介を行っている施設もあります。



▼全国のジョブカフェはこちらからご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jakunen/jobcafe.html

3

参考資料

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

(平成27年厚生労働省告示第406号) (最終改正 令和4年厚生労働省告示第304号)

第一 趣旨

この指針は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第4条及び第6条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、特定地方公共団体（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）、職業紹介事業者等（法第4条第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。

なお、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一 労働関係法令等の遵守

事業主、青少年の募集を行う者、募集受託者（職業安定法第39条に規定する募集受託者をいう。（一）及び第四の三（三）において同じ。）及び求人者は、青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

（一）募集に当たって遵守すべき事項

- イ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は職業安定法第5条の3第1項の規定に基づき、募集に応じて労働者になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。
- ロ 求人者は、青少年を対象とした求人の申込みに当たり、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者（職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）に対し、同法第5条の3第2項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。
- ハ 青少年の募集を行う者、募集受託者及び求人者（以下この（一）において「募集者等」という。）は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。
 - （イ） 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。
 - （ロ） 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3第1項の規定により同項第2号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は同法第38条の4第1項の規定により同項第3号に掲げる時間労働したものとみなす場合は、その旨を明示すること。また、同法第41条の2第1項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときは、その旨を明示すること。
 - （ハ） 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下この（ハ）及びレ（ハ）において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この（ハ）において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

- (二) 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであっても、当該試みの使用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。
- 二 募集者等は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。
- (イ) 原則として、求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この（一）において「求職者等」という。）と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、ハ（ロ）中段及び後段並びにハ（ハ）後段に係る内容の明示については、特に留意すること。
- (ロ) 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。
- ホ 募集者等は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。
- (イ) 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。
- (ロ) 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- (ハ) 明示する従事すべき業務の内容等が労働契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。
- ヘ 求人者及び青少年の募集を行う者（以下この（一）において「求人者等」という。）は、職業安定法第5条の3第3項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（ト及びチにおいて「紹介求職者等」という。）と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第1項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この（一）において「第1項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする青少年に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（トにおいて「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。
- ト 求人者等は、ヘの明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、（イ）の方法によることが望ましいものであるが、（ロ）などの方法によることも可能であること。
- (イ) 第1項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。
- (ロ) 労働基準法第15条第1項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第4項第1号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第2号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第1項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。
- チ 求人者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかにヘの明示を行うこと。また、ヘの明示を受けた紹介求職者等から、第1項明示を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。
- リ 第1項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第1項明示を安易に変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

- ヌ 学校卒業見込者等（法第13条第1項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（二（ロ）により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、職業安定法第5条の3第1項及びへの明示が書面により行われるべきであること。
- ル 職業安定法第5条の3第1項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、への明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。
- ヲ 求人者等は、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。
- ワ イ又はロ及びへにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、職業安定法第5条の3第4項の規定により、次に掲げる事項（ただし、（リ）に掲げる事項にあっては、青少年を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下このワにおいて同じ。）として雇用しようとする者に限る。）については、書面の交付等により行わなければならないこと。
- （イ） 青少年が従事すべき業務の内容に関する事項
 - （ロ） 労働契約の期間に関する事項
 - （ハ） 試みの使用期間に関する事項
 - （二） 就業の場所に関する事項
 - （ホ） 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
 - （ヘ） 賃金(臨時に支払われる賃金、賞与、精勤手当、勤続手当及び奨励加給又は能率手当を除く。)の額に関する事項
 - （ト） 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項
 - （チ） 青少年を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
 - （リ） 青少年を派遣労働者として雇用しようとする旨
 - （ヌ） 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項
- カ イ又はロ及びへによる明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならないこと。
- コ 求人者等は、求職者等に対する第1項明示に関する記録を、当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日（当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならないこと。
- タ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出若しくは頒布又は職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第4条の3第1項に定める方法（レにおいて「広告等」という。）により青少年の募集に関する情報又は同条第3項に定める情報（レにおいて「青少年の募集等に関する情報」という。）を提供するに当たっては、同令第4条の2第3項各号に掲げる事項及びハ（ロ）から（二）までにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。

レ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、広告等により青少年の募集等に関する情報を提供するに当たっては、労働者になろうとする青少年に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

- (イ) 関係会社を有する者が青少年の募集を行う場合、青少年を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- (ロ) 青少年の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- (ハ) 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下この（ハ）において同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。
- (ニ) 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

ソ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定法第5条の4第2項の規定により青少年の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

- (イ) 青少年の募集を終了した場合又は青少年の募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに、当該情報の提供を依頼した募集情報等提供（職業安定法第4条第6項に規定する募集情報等提供をいう。第四の三（六）において同じ。）を業として行う者（以下「募集情報等提供事業者」という。）に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼すること。
- (ロ) 青少年の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。
- (ハ) 募集情報等提供事業者から、職業安定法施行規則第4条の3第4項又は職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「職業紹介事業者等指針」という。）第8の2の（1）により、当該青少年の募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

ツ ミスマッチ防止の観点から、募集者等は、青少年の募集又は求人の申込みに当たり、企業の求める人材像、採用選考に当たって重視する点、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を青少年又は公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者若しくは募集情報等提供事業者に対し明示するよう努めること。

ネ 募集者等は、職業紹介事業者等指針第5を踏まえ、求職者等の個人情報適切に取り扱うこと。

ナ 青少年の募集を行う者又は募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

ラ 虚偽の広告をなし、若しくは虚偽の条件を提示して青少年の募集を行った場合、又は虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行った場合は、職業安定法第65条第9号又は第10号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

ム 第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等（以下このムにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

（イ） 事業主が雇用する労働者の就活生等に対する言動について必要な注意を払うよう配慮すること。

（ロ） 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）自らの就活生等に対する言動について必要な注意を払うよう努めること。

（ハ） 第三の一の雇用管理上の措置として、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント（(二)において「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就活生等に対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。

（二） 就活生等から職場におけるパワーハラスメント等に類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、第三の一の雇用管理上の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めること。

（二） 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

イ 事業主は、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うよう努めること。採用内定者に対しては、書面の交付等により、採用の時期、採用条件、採用内定の取消事由等を明示するとともに、採用内定者が学校等を卒業することを採用の条件としている場合についても、内定時にその旨を明示するよう留意すること。

ロ 事業主は、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効とされることについて十分に留意し、採用内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。

また、やむを得ない事情により採用内定の取消し又は入職時期の繰下げを行う場合には、当該取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、当該取消し又は繰下げの対象となった者からの補償等の要求には誠意を持って対応すること。

ハ 採用内定者について、労働契約が成立したと認められる場合には、当該採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから行わないこと。

二 採用内定又は採用内々定を行うことと引替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。

ホ 労働契約の締結に当たっては、労働基準法第15条第1項の規定により、事業主は、青少年に対して、労働基準法施行規則第5条第1項各号に掲げる事項として次に掲げる事項を明示しなければならないこと。この場合において、（イ）から（ヘ）までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）については、書面の交付（同条第4項ただし書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。）により明示しなければならないこと。なお、これらの明示された労働条件が事実と相違する場合においては、同法第15条第2項の規定により、青少年は、即時に労働契約を解除することができることに留意すること。

- （イ） 労働契約の期間に関する事項
- （ロ） 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- （ハ） 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- （ニ） 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- （ホ） 賃金（退職手当及び（チ）に規定する賃金を除く。以下この（ホ）において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- （ヘ） 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- （ト） 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- （チ） 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当及び奨励加給又は能率手当並びに最低賃金額に関する事項
- （リ） 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- （ヌ） 安全及び衛生に関する事項
- （ル） 職業訓練に関する事項
- （ヲ） 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- （フ） 表彰及び制裁に関する事項
- （カ） 休職に関する事項

ヘ 労働条件の明示に関し、労働基準法第15条第1項の規定に違反した場合は、同法第120条第1号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

ト 締結された労働契約の内容である労働条件の変更に当たっては、労働契約法（平成19年法律第128号）第8条の規定により、原則として、青少年及び事業主の合意が必要であること。なお、就業規則を変更することにより、青少年の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更する場合においては、同法第9条及び第10条の規定を遵守すること。

二 青少年雇用情報の提供

マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場における就労実態に係る情報の提供が重要であることに鑑み、事業主等は、法第13条及び第14条に規定する青少年雇用情報の提供に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- （一） ホームページ等での公表、会社説明会での提供又は求人票への記載等により、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第155号。第四の四において「施行規則」という。）第3条第1項各号に掲げる事項の全てについて情報提供することが望ましいこと。
- （二） 学校卒業見込者等が具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、当該項目を情報提供することが望ましいこと。
- （三） 情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して、当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
- （四） 情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。

三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

(一) 学校等の卒業者の取扱い

意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が卒業後少なくとも3年間は応募できるものとする。

また、学校等の新規卒業予定者を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

(二) 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法

イ 通年採用や秋季採用の積極的な導入

学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討すること。

ロ 青少年が希望する地域における就職機会の提供

青少年が希望する地域において就職し、安定的に働き続けることができるよう、国や地方公共団体等の施策を活用しながら、いわゆるU I Jターン就職等による就職機会の提供に積極的に取り組むことが望ましいこと。

(三) 職業経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供

職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、トライアル雇用、雇用型訓練等の積極的な活用により、当該青少年の適性、能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。

(四) 選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準

いわゆるフリーター等についても、その選考に当たっては、その有する適性、能力等を正當に評価するとともに、応募時点における職業経験のみならず、留学経験やボランティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長期的な視点に立って判断することが望ましいこと。

(五) インターンシップ・職場体験の機会の提供

青少年の職業意識の形成支援のため、事業主においても、学校や公共職業安定所等と連携して、インターンシップや職場体験の受入れを行うなど、積極的に協力することが望ましいこと。

なお、インターンシップに関しては、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（平成9年9月18日文部科学省・厚生労働省・経済産業省策定）を踏まえた実施が求められること及びインターンシップや職場体験であっても、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。

四 学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備

青少年が、希望する働き方を選択し、自ら主体的・継続的なキャリア形成を図ることを可能とするためには、より柔軟かつ多様な就業機会の選択肢が必要である。特に、仕事と生活の調和等の観点から、学校卒業段階で希望する地域で就職機会を得、その地域において中長期的にキャリア形成ができる環境整備が求められる。このため、事業主は、ICT利活用の可能性も検討しつつ、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

(一) 地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入

学校卒業見込者等が一定の地域において働き続けることができるよう、広域的な事業拠点を有する企業は、一定の地域に限定して働ける勤務制度の導入を積極的に検討すること。

(二) キャリア展望に係る情報開示

学校卒業見込者等が適職を選択し、安定的に働き続けることができるよう、採用後の就業場所や職務内容等を限定した採用区分については、それぞれの選択肢ごとのキャリア形成の見通しなど、将来のキャリア展望に係る情報開示を積極的に行うこと。

第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

一 雇用管理の改善に係る措置

事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行うこと。また、事業主は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び第11条の3第1項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第25条第1項の規定並びに事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成28年厚生労働省告示第312号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成21年厚生労働省告示第509号）に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

さらに、事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、職場に定着し、就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため、青少年の能力や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めるとともに、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

(一) 能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示

青少年が採用後の職場の実態と入職前の情報に格差を感じることをないよう、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。

(二) 不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等

意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため、期間を定めて雇用されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員への登用が与えられるような仕組みを検討すること。

(三) 労働法制に関する基礎知識の付与

青少年の労働法制に対する理解促進は、事業主にとっても職場環境の改善やトラブルの防止等に資するものであることを踏まえ、新入社員研修の機会等を捉え、労働法制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいこと。

二 職業能力の開発及び向上に係る措置

事業主は、青少年の職場への定着を図り、その有する能力を有効に発揮することができるようにする観点から、職業能力の開発及び向上に関する措置を講ずることが重要であることに鑑み、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

- (一) OJT（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びOFF-JT（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）を計画的に実施すること。
- (二) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第10条の2第2項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施すること。
- (三) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度、企業内におけるキャリアパス等についての必要な情報の提供、キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第2条第5項のキャリアコンサルティングをいう。）を受ける機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。また、青少年が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、配置その他の雇用管理について配慮すること。
- (四) 青少年の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、必要に応じて、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与、始業及び終業時刻の変更、勤務時間の短縮の措置等の必要な援助を行うこと。
- (五) 各企業における活用状況を踏まえて、必要に応じて、ジョブ・カード（職業能力開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書をいう。第4の5において同じ。）を、青少年が職業生活設計及び職業能力の証明のツールとして活用するための支援を行うこと。
- (六) 青少年の職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、職業能力開発促進法第11条第1項の計画の作成や同法第12条の職業能力開発推進者の選任を行うこと。

第四 特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地方公共団体及び職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実現できるよう、次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、第二の一（一）に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

特定地方公共団体、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、地域若者サポートステーション及びキャリア形成サポートセンターは、青少年自身が主体的に職業選択及びキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。

二 中途退学者及び未就職卒業者への対応

学校等を中途退学した者（以下この二において「中途退学者」という。）や、卒業時まで就職先が決まらなかった者（以下この二において「未就職卒業者」という。）については、個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。

このため、中途退学者について、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び地域若者サポートステーションは、学校等及び公共職業安定所と協力しつつ相互に連携し、中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学者に対して効果的に提供されるようにすること。また、未就職卒業者について、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、学校等及び新卒応援ハローワークと協力し、個別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。

三 募集情報等提供事業者による就職支援サイトの運営

事業主が募集情報等提供事業者の就職支援サイトを活用して青少年の募集を行う場合において、募集情報等提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項に留意すること。

- （一） 職業紹介事業者等指針第4を踏まえ、情報の的確な表示を行うこと。
- （二） 青少年が、適切に職業選択を行うことができるよう、就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとする、提供する情報の量を適正なものとする、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。
- （三） 労働者になろうとする青少年、青少年の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者、他の募集情報等提供事業者、特定地方公共団体又は職業安定法第4条第12項に規定する労働者供給事業者から申出を受けた当該募集情報等提供事業者の募集情報等提供事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には職業安定機関と連携を行うこと。
- （四） 学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。
- （五） 職業安定法第4条第11項に規定する特定募集情報等提供事業者は、同法第5条の5の規定に基づき、及び職業紹介事業者等指針第5を踏まえ、労働者になろうとする青少年の個人情報適切に取り扱うこと。
- （六） 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は、職業安定法第65条第9号の規定により、罰則の対象となること。

四 青少年雇用情報の提供

- (一) 特定地方公共団体及び職業紹介事業者（職業安定法第33条の2第1項の規定により無料職業紹介事業の届出を行った場合は、学校等も含まれることに留意すること。）は、学校卒業見込者等求人（法第14条第1項に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理する際に、同条の趣旨に沿って、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、施行規則第三条第一項各号に掲げる事項の全てを提供するよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する職業紹介に活用することが望ましいこと。また、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り同項各号に掲げる事項の全てが掲載されるように取り組むこと。

求人者の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、学校卒業見込者等から特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第14条の趣旨に沿って、特定地方公共団体又は職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。

- (二) 募集情報等提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集（法第13条第1項の学校卒業見込者等募集をいう。）を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り施行規則第3条第1項各号に掲げる事項の全てが掲載されるように取り組むこと。

五 職業能力の開発及び向上に係る措置

職業訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適性を生かすよう、効果的に職業訓練を実施すること。また、青少年の状況に応じた、ジョブ・カードを活用した円滑な就職に向けた支援を行うこと。

六 職業生活における自立促進のための措置

地域若者サポートステーションは、いわゆるニート等に対し、その特性に応じた適職（法第1条に規定する適職をいう。）の選択その他の職業生活に関する相談の機会、職場体験機会その他の必要な措置を講ずること。

七 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

特定地方公共団体、職業紹介事業者、職業訓練機関及び地域若者サポートステーションは、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関に紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。

八 その他の各関係者が講ずべき措置

一から七までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。

職業紹介事業者の取扱範囲等の届出様式

1. 職業安定法第33条の2に基づき学校等が無料職業紹介事業を行う場合

様式2

(学校等) 無料職業紹介事業届出書(変更)

(1) 届出者	A 氏名 学校等名 及び その長の氏名			* 公共職業安定所処理状況	
	B 学校等の 所在地			(イ) 受理公共職業安定所名 公共職業安定所	
(2) 事業所	A 名称		C 電話	(ロ) 備考	
	B 所在地				
(3) 変更 内容 及び 理由	A 届出者 B 事業所 C 取り扱うべき職業 紹介の範囲 D 業務運営規定 E 個人情報 適正管理規定				
上記のとおり届出事項に変更があったので届けます。 年 月 日 公共職業安定所長 殿 届出者氏名				(ハ) ※ 受付 印	

求人申込書（青少年雇用情報）の記入例

事業主に対し、以下のような書き方を推奨しています。

青少年雇用情報欄

※青少年雇用情報は、可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いいたします※

- 全ての項目を記入することが難しい場合でも、情報提供の義務にとどまらぬ積極的な情報提供をお願いします。
- 情報提供の義務：「企業全体の募集・採用に関する情報」、「企業全体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」、「企業全体の職業能力の定着に関する取組の実施状況」の欄において、それぞれ1項目以上・数値を算出して記入する項目については、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。
- 「企業全体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」については、制度として就業規則や労働協約に規定されていなくても、継続的に実施しており、かつそのことが従業員に周知されている場合は「あり」と記入してください。

【新卒者等の採用者数/離職者数】

- ・新卒者のほか、新卒者と同一採用枠で採用した既卒者など、新卒者と同等の処遇を行うものを含みます。直近で終了している事業年度を含む3年度間についての状況を記入してください。
- ・離職者数は、各年度の採用者数のうち、3年度間における離職者数を記入してください。

【平均継続勤務年数】

労働者ごとの雇入れから記入日の時点までに継続した年数を合計した値を、労働者数で割って算出します。

【従業員の平均年数】（参考値）

若者雇用促進法に基づく青少年雇用情報項目ではありませんが、参考値として、記入日時点での平均年齢も可能な限り記入してください。平均継続勤務年数及び平均年齢は、事業年度末時点、求人申込書記入日直近の数値としても構いません。

【研修の有無及びその内容】

具体的な対象者、内容を示してください。全ての研修の内容を書き切れない場合は、主な研修の内容のみ記入してください。

【自己啓発支援の有無及びその内容】

- ・教育訓練休職制度、教育訓練時間勤務制度がある場合は、その内容をまとめて記入してください。
- 他には、配属等についての配属、始業時刻の変更、賃金取得の費用補助等もこの欄に記入してください。

【メンター制度の有無】

メンター制度とは、新たに雇入れた新卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新卒者等に割り当てて行う制度のことです。

【キャリアコンサルティング（※1）制度の有無及びその内容】

セルフ・キャリアドック（※2）を実施している場合は、その内容をまとめて記入してください。キャリアコンサルティングを実施する者が企業に雇用されているかどうか、また資格の有無は問いませんが、企業内の仕組みとしてキャリアコンサルティングが実施されていることが必要です。

※1 キャリアコンサルティング
労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発や向上に関する相談に応じ、助言や指導を行う。

※2 セルフ・キャリアドック
労働者が自らのキャリアや身に付けるべき知識・能力等を確認することを通じて主体的なキャリア形成を行うことを支援するため、年齢、就業年数、役職等の項目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

【社内検定等の制度の有無及びその内容】

労働者に対し、企業が実施する職業に必要な知識・技能に関する検定制度の有無、内容を記入してください。自ら実施する社内検定のほか、業界団体が実施する検定を活用する場合も含みます。

【前事業年度の月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数】

算出方法は左記をご覧ください。

【前事業年度の育児休業取得者数/出産者数】

- ・育児休業取得者数及び出産者数について、いずれも記載してください。
- ・男性については、配偶者の出産者数を記載してください。

【役員及び管理職的地位にある者に占める女性の割合】

求人区分にかかわらず、企業全体に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

※「管理職的地位にある者」とは、原則としていわゆる課長級以上が該当します。

【区分別の情報】（本求人に対する追加の情報提供）

- ・企業全体の情報（※区分別）の情報は、求人事業所を含めた企業全体の情報を記載してください。
- ・グループ会社等別法人の情報は含めません。
- ・海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- ・原則として、求人申込書の記入日時点の最新の状況について記載してください。

【記載する情報についての留意事項】

- ・「企業（※区分別）」の情報は、求人事業所を含めた企業全体の情報を記載してください。
- ・グループ会社等別法人の情報は含めません。
- ・海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- ・原則として、求人申込書の記入日時点の最新の状況について記載してください。

企業全体※の募集・採用に関する情報	(1) 新卒者等採用者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(2) 男性新卒者等採用者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(3) 女性新卒者等採用者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(4) 平均継続勤務年数	前年度	年	2年度前	年	3年度前	年
	(5) 研修の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(6) 自己啓発支援の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(7) メンター制度の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(8) キャリアコンサルティング制度の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(9) 社内検定等の制度の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
企業全体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況	(1) 前事業年度の月平均所定外労働時間	前年度	時間	2年度前	時間	3年度前	時間
	(2) 前事業年度の有給休暇の平均取得日数	前年度	日	2年度前	日	3年度前	日
	(3) 前事業年度の育児休業取得者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(4) 前事業年度の出産者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(5) 前事業年度の役員割合	前年度	%	2年度前	%	3年度前	%
区分別の情報	(1) 新卒者等採用者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(2) 男性新卒者等採用者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(3) 女性新卒者等採用者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(4) 平均継続勤務年数	前年度	年	2年度前	年	3年度前	年
	(5) 研修の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(6) 自己啓発支援の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(7) メンター制度の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(8) キャリアコンサルティング制度の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
	(9) 社内検定等の制度の有無	前年度	あり	あり	あり	あり	あり
区分別の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況	(1) 前事業年度の月平均所定外労働時間	前年度	時間	2年度前	時間	3年度前	時間
	(2) 前事業年度の有給休暇の平均取得日数	前年度	日	2年度前	日	3年度前	日
	(3) 前事業年度の育児休業取得者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(4) 前事業年度の出産者数	前年度	人	2年度前	人	3年度前	人
	(5) 前事業年度の役員割合	前年度	%	2年度前	%	3年度前	%

※ グループ会社等別法人の情報は含めません。

前事業年度の月平均所定外労働時間の算出方法

前事業年度の労働者毎の1月あたりの所定外労働時間の平均値を合計した値を、労働者数で除して算出します。（管理職的地位にある者については、算出対象から除いて差し支えありません。）

労働者ごとの1月あたりの所定外労働時間の平均値の合計

前事業年度の労働者数

前事業年度の月平均所定外労働時間 =

※月平均所定外労働時間は以下の計算方法で算出しても差し支えありません。

前事業年度の所定外労働時間の合計

前事業年度の月平均所定外労働時間 =

各月1日に在籍している労働者の延べ人数

前事業年度の有給休暇の平均取得日数の算出方法

労働者ごとの年次有給休暇の取得日数を合計した値を、労働者数で除して算出します。（管理職的地位にある者、有給休暇が付与されていない者については、算出対象から除いて差し支えありません。）

前事業年度の労働者ごとの年次有給休暇の取得日数の合計

前事業年度の有給休暇の平均取得日数 =

前事業年度の労働者数

情報の範囲

求人区分に応じて、企業全体の正社員又は正社員以外※の情報を提供してください。

※ 正社員以外の情報は、期間雇用者やパート、短時間労働者等、いわゆる正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報としてください。

若者雇用促進法の詳細に関するお問い合わせは
都道府県労働局職業安定部へ

[受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）]

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011(709)2311	石 川	076(265)4427	岡 山	086(801)5103
青 森	017(721)2000	福 井	0776(26)8609	広 島	082(502)7831
岩 手	019(604)3004	山 梨	055(225)2857	山 口	083(995)0380
宮 城	022(299)8061	長 野	026(226)0865	徳 島	088(611)5383
秋 田	018(883)0007	岐 阜	058(245)1311	香 川	087(811)8922
山 形	023(626)6109	静 岡	054(271)9950	愛 媛	089(943)5221
福 島	024(529)5338	愛 知	052(219)5504	高 知	088(885)6051
茨 城	029(224)6218	三 重	059(226)2305	福 岡	092(434)9801～4
栃 木	028(610)3555	滋 賀	077(526)8609	佐 賀	0952(32)7216
群 馬	027(210)5007	京 都	075(241)3268	長 崎	095(801)0040
埼 玉	048(600)6208	大 阪	06(4790)6300	熊 本	096(211)1703
千 葉	043(221)4081	兵 庫	078(367)0800	大 分	097(535)2090
東 京	03(3512)1653	奈 良	0742(32)0208	宮 崎	0985(38)8823
神奈川	045(650)2800	和歌山	073(488)1160	鹿児島	099(219)8711
新 潟	025(288)3507	鳥 取	0857(29)1707	沖 縄	098(868)1655
富 山	076(432)2782	島 根	0852(20)7016		

«若者雇用促進法に関する情報は、こちら»

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>



«若者の就職支援に関する情報は、こちら»

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jakunen/index.html

